

綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を行う団体(以下「団体」という。)に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、綾瀬市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成21年4月1日施行)第3条に規定する要件を備えている団体とする。

2 補助の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表に定める経費とする。

(補助額の算定方法)

第3条 補助額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表に掲げる基準額と対象経費の実支出額のいずれか低い額。

(2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 購入物品等の種類及び金額が分かる書類の写し

(2) 購入物品等のカタログ又は仕様書の写し

(3) 対象経費の積算資料

(4) 事業計画書(第2号様式)

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第6条の条件ほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 規則第15条の規定により、市長の承認を受け、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市長に返還すること。

(2) 取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付決定通知書(第3号様式)によるものとする。

(変更等の承認)

第7条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)により、変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする内容及び理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた団体が提出する規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書(第5号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 購入物品等の納品書又は領収書の写し

(2) 対象経費の資料

(3) 実施結果報告書(第6号様式)

(4) その他市長が必要と認める書類

(書類の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日(補助事業の中止及び廃止の承認を受け承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行し、同年 1 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 9 月 6 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第2条、第3条関係）

補助要件	基準額
<p>事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費</p> <p>ア 緊急時の職員確保に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用 <p>イ 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒掃除費用等 <p>感染症対策計画の策定や職員の体調管理等、感染拡大防止に努めること。</p>	<p>1 支援単位当たり次に定める額</p> <p>利用定員 19 人以下 300,000 円</p> <p>利用定員 20 人以上 59 人以下 400,000 円</p> <p>利用定員 60 人以上 500,000 円</p>

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付を受けた
いので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 支援单位名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 購入物品等の種類及び金額が分かる書類の写し
- (2) 購入物品等のカタログ又は仕様書の写し
- (3) 補助対象経費の積算資料
- (4) 事業計画書（第2号様式）

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

事業計画書

1 支援単位名	
2 事業内容	
3 購入又は実施要する費用	(うち、補助対象経費 円 円)
4 納品又は実施予定日	年 月 日

第3号様式（第6条関係）

綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日申請があった綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助項目及び補助額

円

2 補助条件

第4号様式（第7条関係）

綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）する支援单位名称

2 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

3 変更（中止・廃止）の理由

4 添付書類

第5号様式（第9条関係）

綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の実績を、次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額
円	円

1 添付書類

- (1) 購入物品等の納品書又は領収書の写し
- (2) 対象経費の資料
- (3) 実施結果報告書（第6号様式）

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

実施結果報告書

支援単位名	
事業内容	
購入又は設置に 要した費用	円 (うち、補助対象経費 円)
納品又は実施日	年 月 日